

令和7年2月

東京都 スタートアップ・国際金融都市戦略室 イノベーション推進部 イノベーション戦略課

1. 目的

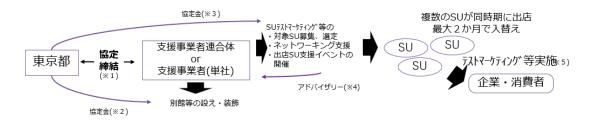
東京都(以下「都」という。)は、2022 年 11 月に策定したスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」に基づき、東京発ユニコーン数を 5 年で 10 倍、東京の起業数を 5 年で 10 倍、都とスタートアップとの協働プロジェクト実践数を 5 年で 10 倍を目指す「未来を切り拓く $10\times10\times10$ のイノベーションビジョン」を掲げている。その実現のために、国内外からスタートアップやその支援者が集まり、交流する一大拠点 Tokyo Innovation Base(以下「TIB」という。HP 参照 https://tib.metro.tokyo.lg.jp/)を 2023 年 11 月に開設した。

TIBで挑戦者とそれを応援する人をつなげる(Collaboration)取組として、行政や企業、大学など、様々なプレイヤーとスタートアップとの協業を推進する。その一つとして、TIB本館エントランス及び別館(別紙1参照。以下、「別館等」という。)を、スタートアップのテストマーケティング・ショーケーシング(以下、「テストマーケティング等」という。)の場とするとともに、別館2・3階においては商談やメンタリングのスペース、海外プレイヤー・ゲストとの交流の場として活用できるよう整備・管理する(以下、「本プロジェクト」という。)。これにより数多くの協業を生み出し、スタートアップのプロダクトやサービスが国内外の市場に進出するファーストステップの場となることを目指していく。

2. 事業概要

- (1) 都が本プロジェクト実施事業者(共同事業体も可)1者を公募・採択し、協定を締結する。
- (2) 採択にあたっては、外部有識者を含む選定委員会により審査を行う。
- (3) 本プロジェクト実施事業者は、2026年3月まで、TIB 別館等を、多数のスタートアップによるテストマーケティング及びネットワーク拡大の場とすることで、スタートアップの育成及び TIB 利用者等とスタートアップとの協業を促す。
- (4) 本プロジェクト実施事業者に応募する者は、応募時に協定金見積額の作成及び KPI (スタートアップ育成・協業分)を設定し、設え等については実費相当、KPI 設定業務についてはその達成度合いに応じて、都から協定金の支払いを受ける。
- (5) KPI 設定業務に係る協定金の算定にあたっては、外部有識者を含む KPI 評価委員会により達成状況等の評価を行う。

【事業スキーム図】



- ※1 令和7年4月1日付けの協定を締結し、それに基づき実施
- ※2 運営や集客に必要な<u>設え・装飾に係る経費は、都が協定金</u>を支出(実費精算:上限 1.09 億円
- ※3 運営経費のうち、SUに投資を呼び込み、TIBを巻き込んでエコシステム全体を育成する取組みは協定金を支払い(KPI方式:上限1億円)
- ※4 運営経費のうち※2、※3を除く部分は、SUからのアドバイザリー料を設定することを可とする(上限1万円/SU・日)。
- ※5 価格に対する消費者の反応の把握が必要となることから実勢価格での販売を想定。

3. 本プロジェクト実施事業者の公募

(1) 本プロジェクト実施事業者の要件

本プロジェクト実施事業者は、TIB 別館等という場を活かしてスタートアップの 育成・協業に向け、事業者自身が有する強みを生かしたプログラムの実施に取り組 む必要があることから、その要件は以下のとおりである。

- (ア) 東京都のスタートアップ戦略や TIB の理念を理解し、東京・日本のスタートアップ・エコシステムを、東京都や他の事業者と連携して、発展させる意欲を有する。
- (イ) 事業者自身の有する知見、ノウハウ及びネットワークを活かし、TIB 別館等の運営や集客に必要な設え・装飾をしたうえで、数多くのスタートアップがテストマーケティング等を行い、販路拡大につなげる事業推進力を有する。
- (ウ) スタートアップにおける、大手企業等との協業や資金調達、市場進出、マーケティング等における課題について理解力を有する。
- (エ)集客に向けた設え・装飾や、スタートアップの支援、テストマーケティング等の 運営の実績を有する。
- (オ)募集・選定してテストマーケティング等の場を提供するスタートアップ (以下 「対象スタートアップ」という。)への投資や協業を見込める国内外の多様な支援者等とのネットワーク、スタートアップ同士のコミュニティ形成に関する実績を有する。
- (カ) テストマーケティング等の様子や本プロジェクトによる実践事例の認知度向上・ 成果発信に資する発信力を有する。
- (キ) 事業計画策定や進捗管理を行うとともに、都との連絡調整を円滑に行うマネジメ

ント力を有する。

(2) 本プロジェクト実施事業者の役割

(ア) 対象スタートアップの募集・選定

TIB 別館等に同時期複数のスタートアップがテストマーケティング等を実施し、1社あたり短期(最大2か月程度)で入れ替わるよう、対象スタートアップを募集・選定する。募集に際しては、TIB 利用者・関係者からの紹介も広く受け入れるとともに、選定にあたっては、原則としてピッチイベント(TIB PITCH等)によることとし、公平性・公開性を確保する。募集においては、TIB のホームページを LP として活用すること。なお、令和6年度の同プロジェクトにおいて選定されたスタートアップについては、令和6年度支援事業者から適切に引き継ぐこと。

(イ) テストマーケティング等の企画・全体運営

対象スタートアップが同時期に複数者運営し、定期的な入れ替えも可能になるよう、全般的なスケジュールを設定し、TIB 別館等をスタートアップのテストマーケティング等の場となるよう全般的な調整(区画管理、テストマーケティング等をする上で必要な官公庁協議、届出を含む)・運営を行う。個別店舗の設営撤去・商品管理・金銭管理・販売促進・接客等に加え、顧客ニーズの把握や開発・販売・出展戦略などに関するアドバイスなどにより、対象スタートアップを支援する。

特に、対象スタートアップに対し、海外市場も含め協業や出資、販路開拓につながるよう、TIBの利用者・関係者と連携した仕掛けを講じる。

なお、TIB 別館等として活用できるエリア及び実施事業者が運営するにあたり利用できる厨房設備や什器類は別紙1のとおりとし、利用可能時間は、平日は午前10時から午後9時まで、土日祝は午前10時から午後5時までとする。(12月28日から1月3日を除く)

(ウ) 本プロジェクトの発信・活性化

本プロジェクトの成果や対象スタートアップの活動などについて、他のスタートアップや TIB を利用する団体・個人が、その意義や方法などを実感できるよう、 TIB の HP にて事例紹介を実施するなど効果的な手法で発信する。また、東京都においても HP 等で発信できるよう、そのコンテンツを提供する。

対象スタートアップの各店舗に TIB 利用者・関係者や周辺の一般消費者が数多く立ち寄れるよう、賑わい創出のため 1 階正面において集客に資する取り組みを行うことプロジェクト活性化に向けた取組を講じる。

(エ) TIB 本館エントランス及び別館 1 階の設え・装飾

TIB本館エントランス及び別館1階において、上記(イ)(ウ)に資する設え及び装飾を行う。設え及び装飾については、複数の対象スタートアップの出店と顧客の購買がスムーズに行えるレイアウトとする。また、有楽町駅前の人通りが多い立地であることや一般消費者を含む数多くの集客を踏まえ、TIBの理念に沿ったコンセプトのもと、別紙3の内容を実施する。

(オ) 別館2・3階の設え・装飾・整備・管理

別館2・3階について、出入口が他と異なる特性を活かし、商談やメンタリングのスペースを整備、設えはバーカウンターや落ち着いた雰囲気の家具を配置し、海外プレイヤーやゲストとの交流の場としても利用できる形とすること。少なくともワンフロアは飲食品が提供可能な状態にすること。

なお、本整備には別館に設置されているエレベーターを適法に利用できる状態 に整備することを含む。

(カ) 事業進捗及び KPI 達成状況の報告

企画書に基づき、事業実施後、進捗状況、上記(エ・オ)の実費額及び設定した KPI の達成状況について、都に報告する必要がある。

(3) 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 対象スタートアップの選定

本プロジェクト実施事業者が定める対象スタートアップの選定について、少なくとも以下の要件を備えたものとする。

- ① 創業後原則 10 年以内であること。
- ② 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第32条第1項各号に掲げる者
 - ウ)民法第90条に定める公序良俗に反しない事業及び企業体であること。
- ③ 事業目的実現のために適当な事業者であること。
- ④ 本プロジェクト参加のための適切な体制を確保すること。また、本プロジェクト実施事業者との密な連携体制を確保すること。
- ⑤ 本プロジェクトの趣旨を理解し、選定期間中、意欲的かつ継続的に取り組む 姿勢を示すこと。
- ⑥ TIB 本館エントランスに出店するスタートアップは、一般消費者向け飲食品のプロダクトやサービス等を扱う事業者であること。

4. 東京都と本プロジェクト実施事業者との連携

(1) 公募・審査

都は、「5.(1)応募要件」を満たす事業者の提案内容を選定委員会により審査し、 採択を行う。

(2) 協定の締結

都は、採択した本プロジェクト実施事業者と採択期間中の連携内容等を規定する協 定を締結する(別紙3参照)。

(3) 都の本プロジェクト実施事業者に対する支援等の内容

(ア)協定金の支払い

都は、上記3(2) エ、オに記載する設え等の実費額に関する精査を行い、また、対象スタートアップの育成・協働に係る KPI の達成状況及び事業全体の成果を評価し、設え等に係る実費相当額(以下「実費相当額」という。)及び KPI 設定業務に係る評価額(以下「評価額」という。)を、協定金として支払う。

※詳細については、別紙2「TIBにおけるテストマーケティング等プロジェクト実施事業者への協定金支払いに係る評価方法及びKPIの説明」参照

①設え・装飾に係る実費相当額

都は、上記3(2)エ、オの役割としての設え・装飾に係る経費を精査し、実費相 当額として上限1.09億円を支払う。

②KPI 設定業務に係る評価額

都は、上記 3 (2) ア、イ、ウ及びオの役割のうち、対象スタートアップの育成・協働を進め、TIB を巻き込んでエコシステム全体を拡大する取組として、KPI の達成状況及び事業全体の成果を評価し、評価額として基準額及び成果報酬額、上限 1 億円を支払う。

a.基準額

応募時に都及び本プロジェクト実施事業者が設定する KPI 項目(※)ごとの経費となる。この経費は、KPI 項目を達成するために必要な費用を考慮し、設定する。KPI 項目ごとの達成状況等に応じ、支払額が変わる。

なお、基準額の上限は、8,000万円とする。

※ KPI 項目設定方法及び評価方法について

設定にあたり、可能な限り定量的かつ検証可能な指標を提案すること。

また、KPIの達成状況及び事業全体の成果の報告は事業終了後を予定し、それに基づき評価を行う。本プロジェクト実施事業者は、上記の評価を受けるに際して、KPI項目の達成状況が客観的に確認できる根拠資料(各種契約書、議事録等)を都に提出する。

b.成果報酬額

KPI 評価委員会による事業全体の評価に応じ、上記基準額に上乗せして支払われる金額となる。

なお、成果報酬額の上限は、2,000万円とする。

③支払時期

原則として、事業終了後、都より実費相当額の精査・確定及び評価額の審査を経て一括払いにより支払う。ただし、相手方の請求により、四半期ごとに、別に定める額を支払うことができるものとする。その場合、事業終了後、確定額に基づき精算する。

④その他経費

上記2(3)の役割のうち、評価額算定に関わらない取組や協定金支払い額を超える活動に係る経費は、本プロジェクト実施事業者が、対象スタートアップからのアドバイザリー料を設定して賄うこととする。アドバイザリー料は、1日1対象スタートアップあたりで上限1万円とし、提案を通じて設定する。

(イ)建物の管理

都は、施設の施錠や警備、防災設備点検等の建物管理を行う。本プロジェクト実施事業者は、設備等の利用にあたって善良な管理者の注意義務を果たし、その義務違反により生じた損害は当該事業者が補填するものとする。

(ウ) TIB ネットワークとの連携・調整等

都は、本プロジェクトが TIB におけるエコシステム拡大に資するよう、関係事業者等との調整を行う。また、TIB 公式のホームページや SNS 等様々な媒体での周知や発信について、本プロジェクト実施事業者と連携して行う。

5. 本プログラム実施事業者の応募方法

(1) 応募要件

以下の(ア)~(オ)の要件を満たす者を応募対象とする。なお、複数の事業者が 提携し応募することも可能であるが、その場合は、代表事業者を決め、代表事業者が 応募申請をすること(採択後、連携した複数事業者と協定を締結するが、協定金は代 表事業者に支払う。)。

(ア)次のいずれかに該当すること。

- ① 株式会社、持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)、監査法人、弁護士法人等のいわゆる士業に係る営利法人
- ② 特定非営利活動法人、一般財団法人、一般社団法人
- ③ 国立大学法人、公立大学法人、学校法人
- ④ 国、地方自治体、独立行政法人、公益財団法人等の公的機関
- ⑤ その他①から④に類する者として東京都が認めるもの
- (イ)次のいずれにも該当していないこと。
 - ① 破産手続開始の申し立てがなされたこと等により、実施事業の安定的な運営 に疑義が生じていること。
 - ② 法人事業税等を滞納していること。
 - ③ 公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行い、または将来において 行うおそれがあること。
 - ④ 所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団(暴力団排除条例(平成23年条例54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する

暴力団関係者をいう。)が含まれていること。また、実施事業に暴力団、暴力 団員等が介入していること。

- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条に規定する風俗営業、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、霊感商法を行うなど、公的事業の対象として社会通念上適切でないと判断されるものであること。
- ⑥ 政治活動、選挙活動、または、宗教活動を目的とする法人であること。
- ⑦ 国、地方自治体、公益法人等が実施する補助事業や助成事業において、不正等の事故を起こしたことがあること。
- (ウ)機密情報の取扱いについて、適切な手段・方法で保護できる体制を有していること。 (エ)その他、上記3 (1) に記載する要件を有すること。

(2) 募集受付期間

期間:2025年2月21日(金)から同年2月27日(木)17時まで

応募届を、下記アドレスまで電子メールで受け付ける。

メールアドレス: S1130201@section.metro.tokyo.jp

なお、応募届の提出後、2025年2月28日(金)までに、事務局より応募受付完了のメールが届かない場合、「9. 申込・問い合わせ先」まで電話にて連絡すること(応募受付完了のメールが到着するまでは、応募受付完了となりませんのでご注意ください)。

(3) 質問の受付

締め切り:2025年3月4日(火)17時まで

本事業に関する質問については、下記アドレスまで電子メールで受け付ける。

メールアドレス: S1130201@section.metro.tokyo.jp

(4) 説明会の開催

(2)の応募届を提出した事業者を対象に、2025年3月3日(月)にTIBで説明会(1時間程度)を実施し、追加の資料を配布する。開催日時は個別に案内する。

(5) 企画書等の提出

下表で指定する企画書等※の電子データを **2025 年 3 月 10 日 (月) 17 時まで**に「9. 申込・問い合わせ先」担当宛にメールで送付する(合計データ容量が 10MB を超える場合はデータを分けて送付)。原本が紙でしか存在しないものについては、スキャンの上、PDF ファイルにて送付する(紙の提出は不要)。

No	書類	分類	提出形式
1	企画書(注1)	必須	PDF
2	様式 1 KPI 設定説明書	必須	Excel
3	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) の類	必須	PDF
	(写)		
4	スタートアップ支援やテストマーケティング	任意	PDF

運営に関する業務実績を示す書類

※複数事業者の提携による場合等は、その役割等がわかる体制図を必ずつけること。

注1:設え・装飾に係るレイアウト図、内装設計資料及び什器等選定資料を含む プレゼンテーション審査にて使用する想定

6. 審査の流れ

(1) 審査方法

一次書類審査及び、有識者等で構成される審査会によるプレゼンテーション審査の 二段階で審査を行う。

なお、プレゼンテーション審査は一次書類審査を通過した応募者のみを対象とし、 2025年3月11日(火)(予定)に行う。詳細は応募いただいた方に別途都より連絡する。

(2) 審査基準

以下の基準 No.1~10 に基づき、点数は合計 100 点満点で審査を行う。

NT-		11112	は口前 100 点個点で街直で行う。
No	項目		内容
1	企業情報	•	事業内容
		•	財務情報 等
2	実施計画・実施体制(10 点)	•	プロジェクト実施にあたり具体的かつ実効
			性の高い計画か
		•	都からの協定金以上の成果を創出できる計
			画となっているか
		•	スタートアップのテストマーケティング・
			ショーケーシング及びネットワーク拡大の
			場を提供できる十分な体制を、連携・協力
			する事業者等により構築しているか
3	事業への理解(10点)	•	都のスタートアップ戦略や TIB の理念及び
			それを踏まえた本プロジェクトの趣旨を理
			解しているか
		•	スタートアップにおける、大手企業等との
			協業や資金調達、市場進出、マーケティン
			グ等における課題を理解しているか
4	KPI 及び事業目標設定の妥当性	•	本事業の実施方針に資する KPI 及び事業目
	(5 点)		標が設定されているか
			事業の目標値は現実的かつ到達可能な設定
			となっているか
		•	事業計画と事業の目標値に大きな乖離がな

			いか
5	対象スタートアップ募集・選定方		テストマーケティング・ショーケーシング
	法の妥当性(10点)		として、多数のスタートアップが入れ替わ
			りで出店する計画になっているか
			公平で公開された場での選定を予定してい
			るか
		•	事業目的に即した選定方針になっているか
6	テストマーケティング等の企画・	•	TIB のネットワークを活用し、対象スター
	全体運営(10点)		トアップの協業や出資、販路開拓につなが
			る仕掛けを予定しているか
		•	顧客ニーズの把握や開発・販売・出展戦略
			などに関するアドバイスを予定しているか
		•	継続的に数多くの一般消費者が立ち寄り、
			購買できる円滑なオペレーションを準備し
			ているか
		•	海外からの顧客を想定しているか
7	発信力(10 点)	•	本事業の認知度向上に向けたブランディン
			グやPRなどの実行が可能か
		•	効果的な情報発信のためのターゲットや手
			法・媒体の知識・ノウハウ等を有している
			か
8	TIB 本館エントランス及び別館	•	一般消費者を含む数多くの集客が見込め、
	1階の設え・装飾の計画の妥当性		かつ、TIB のコンセプトを踏襲してデザイ
	(10 点)		ンしているか
		•	複数の対象スタートアップの出店と顧客の
			購買がスムーズに行えるオペレーションが
			可能なレイアウトか
9	TIB 別館2・3階の運営の企画	•	整備された別館2・3階が効率的かつ効果
	(10 点)		的に利用されるようオペレーションの想定
			がされているか
		•	海外からの顧客を想定しているか
10	別館2・3階の設え・装飾・整備		別館2・3階の特性を活かした場の創出が
	の計画の妥当性(10 点)		できるか、また、TIB のコンセプトを踏襲
			してデザインしているか
		•	複数の対象スタートアップや支援者等がス
			ムーズに利用できるオペレーションが可能
			なレイアウトか

11	管理・調整力(10 点)	•	プログラムを円滑に進めるマネジメント力
			を有しているか
			スタートアップエコシステムの関係者や専
			門家等と連携したプロジェクトになってい
			るか
12	本事業目的への適合性(5点)	•	公的支援を受けるに相応しい本事業目的の
			実現に資する事業内容であるか

※採用最低基準を設定する

各審査項目について、全委員の評価点平均が、各項目に記載された配点の4割以上である こと。

(3) 採択の決定

選定委員会による審査を踏まえ、最も高い得点を得た応募者1者を採択する。 応募事業者には、2025年3月14日(金)に結果の通知を行う。

7. 留意事項

- (1) 本プロジェクト実施事業者は、支援の実施にあたり、本要項及び協定書に記載の内容 並び各種関係法令等を遵守する必要がある。
- (2) 応募に要する費用について、都は負担しない。
- (3) 応募様式等は日本語で記載すること。
- (4) 都と本プロジェクト実施事業者との協定の締結は、当該事業に係る令和 7年度の予算が都議会で可決され、成立することを条件とする。
- (5) 本事業の内容・結果のうち公表可能な部分については、普及啓発のため、都より公表 される可能性がある。
- (6) 採択企業及び対象スタートアップには、都が企画するイベントでの登壇等、本事業の 情報発信等のためにご協力いただく場合がある。
- (7)以下の場合には審査対象外とする場合がある。
 - ・ 応募者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、またはその恐れのある場合
 - ・ 応募内容に不備がある場合
 - ・ 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他都に対して虚偽の申告を 行った場合
 - ・ 出資関係にある企業やグループ企業等の特定の企業群の利益のみを図る事業内 容とした場合
- (8) 応募にあたって提供いただく個人情報や機密を含む情報は、守秘義務を有する都と して必要な範囲で共有、利用される。個人情報を含む情報は事前の承認なく第三者に 提供することはない。
- (9) 4月より別館1階にて出店するスタートアップは選定済みのため、採択後速やかに

出店に向けて調整を実施すること。

(10) 採択後協定書の作成に当たっては、東京都物品買入等競争入札参加資格受付票(令和7年度を含むもの)を併せて提出すること。また、取得していない場合は、使用する印鑑についての印鑑証明書(協定書締結日である4月1日以前の日付のもの)を提出すること。

8. 関係資料

- ・東京都スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」
 https://www.startupandglobalfinancialcity/sustrategy_japanese-pdf
- ・Tokyo Innovation Base ホームページ https://tib.metro.tokyo.lg.jp/

9. 申込・問い合わせ先

東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室 イノベーション推進部イノベーション戦略課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎14階北側

電話番号:03-5388-2106

メールアドレス: S1130201@section.metro.tokyo.jp

企画書に関する留意事項

(1) 様式及び添付資料

企画書の様式は提案者の自由とするが、A4 横で作成すること。A4 横のプラットファイルに両面印刷で綴じ込むため、その点留意すること。ただし、応募書類送付時には PDF 形式として送付すること。

(2) 留意事項

- (ア)表紙を作成すること。
- (イ)目次を記載すること。
- (ウ)提案事項の全体をまとめた概要を2頁以内で記載すること。概要は、採択時に公表されても問題ないものとする。
- (エ)プレゼンテーション審査において、主として使用する部分(企画書本体部分)は表紙・目次・中扉・概要を除いて30頁以内とすること。企画書本体のほかに補足説明用の部分(企画書付属部分)を企画書に含めることは妨げないが、企画書全体として100頁を超えないこと(表紙、目次、概要は除く)。
- (オ)ページ番号を記載すること。
- (カ)フォントは自由とするが企画書の本文記載は 10 ポイント以上とすること (付属図表等に関する文字の大きさはこの限りではない)。
- (キ)各ページ右肩に当該頁が応募フォームのどの項目に該当する事項に関する記述な のか項目番号を示すこと。
- (ク)使用する言語は日本語とする。
- (ケ) 表紙には、表題として「TIB におけるテストマーケティング等プロジェクト実施事業者 企画書」と記載すること。
- (コ)個人名や会社名を記載しないようにすること。
- (サ)提出された企画提案書は返却しないものとする。
- (シ)企画提案書の作成及び提出に必要な一切の経費は応募者の負担とする。
- (ス)企画提案書に記載された提案内容に係る一切の経費は全て事業提案額に含める。
- (セ)企画提案書作成に当たって第三者の著作権等に抵触する恐れのあるものは、応募者の責任において、適正に処理すること。

(3) 企画書に盛り込むべき内容

【全般的事項】

- (ア)都の戦略や TIB の理念、事業目的に適した提案内容とすること。
- (イ)本業務を実施するにあたっての体制 (外部の主体も含む)
- (ウ) 集客に向けた設え・装飾・整備や、スタートアップの支援、テストマーケティング・

ショーケーシングの運営の実績等、本業務を実施するに相応しい業務実績やその 効果

【業務内容に係る事項】

- (ア)対象スタートアップの募集・選定、TIB 別館等の設え・装飾・整備、スタートアップによるテストマーケティング等実施及びネットワーク形成などに係るスケジュール
- (イ)本事業を通して達成したい目標
- (ウ)対象スタートアップの募集及び選定方針・方法
- (エ)テストマーケティング等の運営方法及び効果の見込み
- (オ) TIB のネットワークを活用した、対象スタートアップの協業や出資、販路開拓につ ながる仕掛け
- (カ) TIB プログラムとしての本事業の認知度向上のため、ブランディングや PR 方策 (集客のための一般消費者向け認知度の向上、成功事例の発信等)
- (キ) 設え・装飾・整備に係るレイアウト図、内装設計資料及び什器等選定資料
- (ク)都からの協定金以上の成果を創出するための具体的方策

1 案内図

(1) 所在地



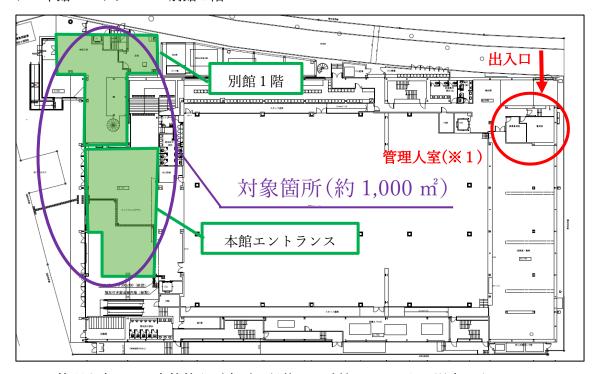
対象建物

住所:東京都千代田区丸の内3-8-3

(2) 建物内対象箇所

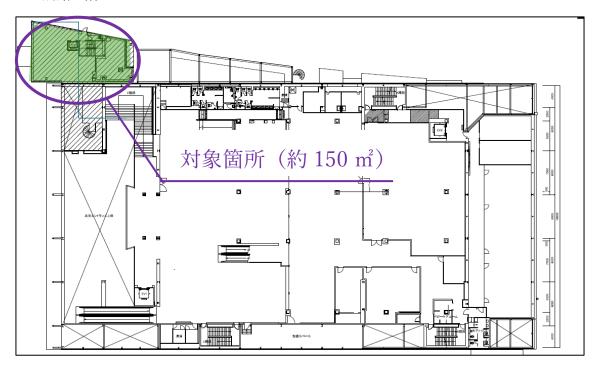
※ : 設え・整備の対象範囲

ア 本館エントランス・別館1階

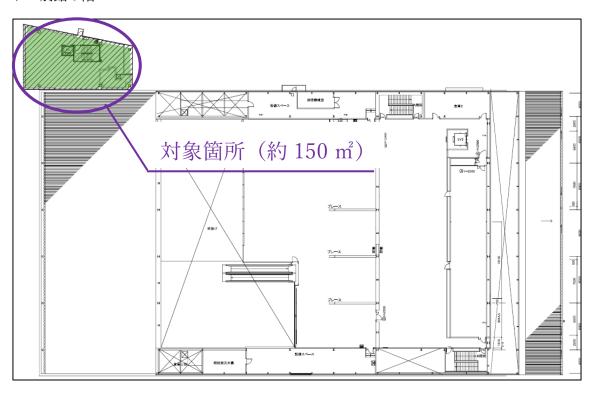


※1 管理人室にて、名簿等必要事項を記載し、受付をしてから入退室をすること。

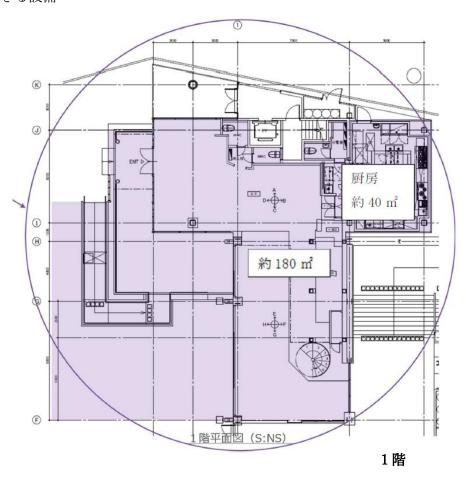
イ 別館2階



ウ 別館3階



2 利用できる設備



(1) 厨房設備

NO.	名称	台数	寸法(W×D×H)・仕様	メーカー	品番等
1	冷蔵コールドテーブル	1	$1200 \times 600 \times 800$	ダイワ	4461CD
2	冷蔵コールドテーブル	1	$1200 \times 750 \times 800$	フクシマ	TRW-40RE1-F
3	冷蔵コールドテーブル	1	$1200 \times 600 \times 800$	ダイワ	4461CD
4	冷蔵コールドテーブル	1	$1500 \times 600 \times 800$	ダイワ	5461CD
5	冷蔵コールドテーブル	1	$1200\times750\times800$		_
6	冷蔵コールドテーブル	1	$1500 \times 600 \times 800$	ダイワ	5161SS-EC
7	製氷機	1	$1000 \times 600 \times 800$	ダイワ	DRI-75LMTF
8	IHコンロ	3	$1200 \times 450 \times 800$	パナソニック	KZ-PH34-K
9	オーブンレンジ	2	$555 \times 750 \times 820$	パナソニック	NE-BS9A-K
10	調理台	2	$1200 \times 450 \times 800$	_	_

11	作業台	1	555×750×820	_	_
		1	$450 \times 765 \times 820$		
		1	$1000\times400\times900$		
12	調理棚	1	$2030 \times 400 \times 800$	_	_
13	三方枠作業台	1	$600\times650\times740$	_	_
		1	$550 \times 550 \times 800$		
14	クリーンテーブル	1	$720 \times 750 \times 820$	_	_
15	一槽シンク	1	600×600×800	_	_
		1	$1200 \times 750 \times 820$		
		1	$600\times600\times900$		
16	水切り棚(2段)	1	$600\times350\times330$	_	_
		1	$1090\times350\times330$		
17	調理台	2	1200×450×800	_	_
18	二槽シンク	1	1200×500×800	_	_
19	吊戸棚	1	1000×500×900	_	_
		1	$1200\times500\times900$		
		2	$1350\times500\times900$		
20	手洗い器	1	410×320	_	_

(2) 展示等設備

NO.	名称	台数	寸法(W×D×H)・仕様	メーカー	品番等
1	ブラックショーテーブル	5	_	店研創意	61-798-7-2
	(小)				
2	スチールラックコの字デ	26	W300	店研創意	61-798-85-3
	ィスプレイ				
3	スチールラックコの字デ	13	W450	店研創意	61-798-83-7
	ィスプレイ				
4	ブラックショーテーブル	11	_	店研創意	61-425-93-1
	(中)				
5	ブラックショーテーブル	12	_	店研創意	61—425-93-3
	(大)				
6	木製ディスプレイボック	10	_	店研創意	61-798-72-5
	ス				
7	キャスター付きテーブル	6	_	店研創意	61-778-97-1
8	木製コの字テーブル付収	3	_	店研創意	61-46-6-4

	納トロッコ				
9	ハンガーラック	4	W1200	店研創意	61-785-39-1
10	ミラー	2	H1540	店研創意	61-134-2
11	木製ハイカウンター	2	W1200	店研創意	61-427-43-4
12	木製ハイカウンター	2	W900	店研創意	61-427-42-4
13	木製コーナー台	1	_	店研創意	61-427-43-4
14	木製カウンター	2	W1200	店研創意	61-809-93-3
	同上用棚板	2			61-809-94-2
15	木製カウンター	1	W900	店研創意	61-809-94-2
	同上用棚板	1	中板 W858		61-809-94-1
16	ハイチェア	2	AAS322.0 コンクリートク・レー	HAY	
17	イートイン カフェテー	3	_	弘益	ASO-CF7506-
	ブル				SGR
18	イートイン カフェチェ	6	AAC 12.2.0 DUSTY BLUE	HAY	
	ア				
19	室外テーブル	2	_	オリバー	S/TG-C486 ·
					A • 90
20	ガーデンチェア	8	_	ニチエス	MAIORIA600
					アームチェア・
					カーボン
21	背付ベンチ	3	_	ニチエス	SPLENDOR リクエ
					イムト・ベンチ 1500
22	背無しベンチ	2	_	ニチエス	SPLENDOR リクエ
					イムトフラット゛ヘ゛ンチ
					1500
23	アクリルメディアスタン	6	A3	店研創意	61-813-89-6
	F*				
24	A1 サイズポスターケース	5	_	ベルク	345-K-A1
25	デジタルサイネージ	1	86型4K 壁付け金物込み		PNHY861
	(壁)				
26	デジタルサイネージ(置	8	43型4K スタンド込み		
	き)				
27	デジサイ用放映プレイヤ	9	USB タイプ		
	-				
28	操作用 PC	1	ノート型		

29	食物販冷蔵ケース(斜	2	_	サンデン	TSA-150XC +
	形)				ャスター付き
30	食物販冷蔵ケース(平	1	_	サンデン	SMAC-
	形)				410QWFSAXNR
31	アルミパネル	6	W900	ムサシノ工芸	① 65190
	部材類	7	繋ぎポール+ベース		
	部材類	1	ストッパー類		
32	木製ワーキングデスク	1	_	店研創意	61-783-28-4
33	メッシュバンクチェア	4	_	店研創意	61-350-7-1
34	一人席カウンター	2	_	店研創意	61-794-30-1
35	事務スペースパテーショ	2	_	店研創意	61-783-70-1
	ン				
36	丸テーブル	2	_	店研創意	61-801-90-2
37	強化樹脂チェア (4脚	2	_	店研創意	61-783-52-3
	□)				
38	ハンガーラック	1	_	店研創意	61-785-37-1
39	キャブネット(A4 書庫)	1	_	店研創意	61-359-4-1
40	貴重品ロッカー3人用ダ	4	_	店研創意	61-802-19-3
	イヤル				
	非常解除用検索キー	1			

- 1. 設え・装飾を実施する施設の概要
 - (1) TIB 本館エントランス及び別館1階における一般消費者向けプロダクト(食品含む)等を扱うスタートアップがテストマーケティングを実施できるスペース
 - (2) TIB 別館2・3階における商談や個別メンタリングのスペースの整備
- 2. TIB 本館エントランス及び別館1階における設え・装飾の内容
 - (1) レイアウト設計
- (2) 内装整備
- (3) 造作家具整備
- (4) サイン整備
- (5) その他必要な整備
- (6) 諸官公庁協議等
- なお、整備する仕上材、什器等は新品であること。
- 3.TIB 別館2・3階における設え・装飾・整備の内容
- (1) レイアウト設計
- (2) 内装整備
- (3) 造作壁整備
- (4) 造作家具整備
- (5) サイン整備
- (6) 空調設備整備
- (7) エレベーター整備
- (8) 給排水・衛生設備整備
- (9) 照明設備等整備
- (10) 電気設備整備
- (11) 換気設備整備
- (12) その他必要な整備
- (13) 諸官公庁協議等
- なお、整備する仕上材、什器等は新品であること。
- 4. 設え・装飾にあたっての注意事項
- (1) 諸官公庁協議
 - TIB 本館エントランス、別館各階については、建築基準法上の展示場用途、飲食店

用途に該当する点に留意する。造作壁等の新設に伴う防災設備の設置等にあたっては、諸官庁との協議・届出を行い、整備完了時期が遅れないように全体スケジュールを鑑みながら実施すること。

(2) 作業時間の調整

作業時間は、原則 8 時 30 分~18 時 00 分頃まで(準備、清掃、後片付け、撤収を含む。)とする。別館 $2 \cdot 3$ 階については、開館しておらず、施設利用者はいないが、本館は 10 時から 21 時まで常時開館している。そのため、著しい騒音や粉塵、臭気等が発生し、本館のイベントや利用者に影響を及ぼすことが想定される作業については、22 時 30 分から翌日 9 時 30 分まで(準備、清掃、後片付け、撤収を含む。)とする。

(3) 搬出入及び作業車両について

搬出入車両は、配置図北側の敷地内通路から実施できる。また、作業用の車両については、上記敷地内通路に駐車できる。ただし、別途実施される保守や点検等により 駐車状況が変更となるため、事前に調整すること。

(4) 養生の実施

搬出入経路及び作業に応じて、養生をすること。また、別館2・3階は開館しておらず、利用者がいないことから、別館内の養生は設置したままとできる。なお、屋外での塗装作業などについては、常時開館中の本館利用者への影響を考慮し、必要に応じて養生やガードマンの配置を実施すること。